

特別交付税に係る訴訟について（市長コメント）

令和元年度特別交付税の減額決定の取消しを求めた訴訟については、高等裁判所への差し戻しとなりましたが、本件が訴訟対象とされた点は、誠に嬉しく思うとともに、最高裁判所の賢明なご判断に敬意を表するものであります。

また、本件のような地方交付税に関する異議について国と裁判で争える道を開いていただいたこと自体が地方自治体にとって、また法曹界にとっても画期的なことであり、ある意味、「地方自治の勝利」とも言えるものだと思います。今後、国におきましては、地方交付税の決定の際には、地方の意見を真摯に受け止め、慎重に判断されることを望みます。

なお、特別交付税の減額決定の取消し自体の判断は、高等裁判所に差し戻されましたので、改めて、ふるさと寄附を標的にした総務大臣の法の委任の範囲を超えた恣意的な特別交付税における処分であることを訴えてまいりたいと考えております。

令和7年2月27日

泉佐野市長 千代松 大耕